

大分大学経済学部思学会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大分大学経済学部思学会と称し、本部を大分大学経済学部内におく。

(構成)

第2条 本会は、本学部学生により構成される。

(目的)

第3条 本会は、学生の自治により、学生生活全般の発展向上に努め、学園の自治と学問の自由を守ることを目的とする。

第2章 機関

(機関)

第4条 第3条の目的を達成するため、本会に次の機関を置く。

1. 学生大会
2. 中央委員会
3. 執行委員会
4. 各種委員会

第1節 学生大会

(構成及び地位)

第5条 学生大会は、全会員をもって構成し、本会の最高議決機関である。

(招集)

第6条 学生大会は、年1回の定期大会を持ち、委員長がこれを招集しなければならない。ただし、次の場合は、臨時大会を招集しなければならない。

1. 執行委員会、または中央委員会が、その必要を議決したとき。
2. 全会員の5分の1以上が連署して委員長に要求書を提出したとき。

(定足数)

第7条 学生大会は、全会員の3分の1以上の出席を必要とし、その過半数の賛成によって議決される。ただし、定足数に満たず、なおかつ在籍数の5分の1以上の出席があれば仮学生大会とし、出席数の過半数で仮議決とする。

決議事項を一週間公示して、全会員の5分の1以上の反対署名が提出されない場合は学生大会の決議と同等のものとみなす。

第2節 中央委員会

(構成及び地位)

第8条 中央委員会は、別に定める施行細則により選出された委員を以て構成し、学生大会に次ぐ本会の議決機関である。

(役員及び任務)

第9条 中央委員会には、常設機関として事務局長1名を置く。事務局長は常に執行委員会との事務的連絡を取らなければならない。

(招集)

第10条 中央委員会は必要に応じ事務局長がこれを招集する。ただし、次の各号の場合には、これを招集しなければならない。

1. 中央委員の3分の1以上の要請があったとき
2. 執行委員会がその必要を議決したとき

(定足数及び公開)

第11条 中央委員会は、委員の過半数の出席により成立し、出席数の過半数によって議決される。委員会は必要に応じ公開できる。ただし、中央委員でない執行委員は常に出席する権利、義務を有するも議決権は認めない。

第3節 執行委員会

(構成及び地位)

第12条 本委員会は、別に定める施行細則により選出された委員を以て構成し、中央委員会に次ぐ議決機関であり、本会の常設執行機関である。

(招集及び定足数)

第13条 本委員会は、必要に応じ委員長がこれを招集する。ただし委員の3分の1以上の要請があった時は、これを招集しなければならない。本委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、その3分の2以上の多数によって議決される。

(権限)

第14条 本委員会は、会則の改正、基本方針の決定及び思学会予算の承認を除き、一切のことを議決することができる。

(役員)

第15条 本委員会に次の役員をおく。

1. 執行委員長
2. 副執行委員長
3. 書記長

4. 財務部長
5. 執行委員

第4節 各種委員会

(名称・構成及び任務)

第16条 各種委員会は、別に定める施行細則により選出された委員を以て構成し次のような名称と任務を持つ。

1. 選挙管理委員会

本委員会は、別に定める本会の役員選挙に関する一切の任務を行なう。

2. 監査委員会

本委員会は、思学会全般の会計面での運営を監査しなければならない。

3. 「思学」編集委員会

本委員会は、学園総合誌「思学」の編集を行なう。編集委員長は、執行委員長が兼任する。

4. その他の委員会の構成名称及び任務は執行委員会の議決による。

第3章 会計

(会費)

第17条 本会の運営に要する経費は、会員の納める会費及びその他の収入をこれにあてる。金額は学生大会により決定し、一度徴収したものは如何なる理由であってもこれを返還しない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(決算)

第19条 各年度の決算報告は、監査委員の監査の上、財務部長がこれを行なう。

(予算)

第20条 予算案の大綱は毎年12月中に財務部長が先案し執行委員の議決した額とする。この予算は学生大会の承認を経て成立する。

(特別会計)

第21条 本会の行なう事業により生じた利益は特別会計とし、必要に応じて一般会計に繰り入れられる。

(会計事務)

第22条 本会の会計事務は、財務部長がこれを行なう。ただし、徴収保管は本学部に委任する。

第4章 補則

(改正)

第23条 本会則及び細則の改正は学生大会の議決を要する。

(発効)

第24条 この会則は昭和36年12月7日からこれを施行する。

附則

この会則は昭和47年5月12日から施行する。